市長定例記者会見資料



令和6年5月29日						
所 属	マナー向上推進担当					
所属長	木下 禎章					
電 話	06 - 6489 - 6581					

路上喫煙禁止区域内での違反喫煙者に対する罰則を検討中!! 条例改正に向けパブリックコメントを実施

尼崎市では、市内13駅周辺の望まない受動喫煙や、身体や財産への被害の防止に取り組むため、路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)の指定拡大の取組を推進し、今年度内の指定完了を目指しているところです。しかしながら、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況が続いており、駅周辺を利用する多くの市民等からも受動喫煙の被害の防止等を訴える声が寄せられています。また、2022年度(令和4年度)の市民意識調査において、「本市に住み続けたくない」と回答した方の理由のうち「住民のルール・マナー」が上位にあがっています。

この度、禁止区域における喫煙ルールの遵守と喫煙マナーの向上について、更なる取組の必要があるとして、禁止区域内で尼崎市たばこ対策推進条例に違反して喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行える罰則規定等を加えた「尼崎市たばこ対策推進条例の一部改正(素案)」を作成しました。こうしたことから、本素案をもってパブリックコメントを実施し、成案化に向け市民等の皆様のご意見を聴取し、9月議会への条例改正議案の提出を目指します。

1 素案の内容

(1) 改正趣旨

市民等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指すために、不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の禁止区域において、路上喫煙対策を強化するため、所要の整備を行います。

- (2) 主な改正内容
 - ア 過料の対象行為

禁止区域内における路上喫煙を罰則(過料処分)の対象とします。ただし、禁止区域内に 喫煙所がある場合は、喫煙所内での喫煙を除きます。

- イ 過料の対象者
 - 禁止区域内で条例に違反して路上喫煙する者
- ウ 渦料の徴収区域
 - 市内13駅周辺に指定する禁止区域内
- エ 過料の徴収方法
 - 違反行為を現認した場合、その場で過料処分を行う直罰方式による徴収を行います。
- オ 過料の金額
 - 近隣市の過料金額等を勘案して金額を定めます。

2 今後の予定

市民等の皆様に分かりやすく説明していく手続きである市民意見聴取プロセスを活用し、次のとおり条例改正を進めていきます。

▼6月15日から7月4日

意見公募手続 (パブリックコメント) の実施

▼8月29日から9月17日

パブリックコメントの結果公表の実施

▼9月

市議会定例会へ条例改正議案の提出

▼令和7年4月

過料規定の施行

3 参考

(1) 兵庫県及び近隣市の過料の取組状況

	兵庫県	大阪市	神戸市	姫路市	西宮市	宝塚市	川西市	芦屋市	伊丹市
過料金額	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	なし	2,000円	1,000円
徴収方式	間接罰	直接罰	直接罰	直接罰	直接罰	間接罰	_	直接罰	間接罰
根拠	受動喫煙の防 止等に関する 条例	大阪市路上喫 煙の防止に関 する条例	て及び路上喫	姫路のまちを 美しく安全で 快適にする条 例	快適な市民生 活の確保に関 する条例		川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱	芦屋市清潔で 安全・快適な 生活環境の確 保に関する条 例	伊丹市路上等 の喫煙及び吸 い殻の散乱の 防止に関する 条例

(2) 路上喫煙禁止区域の指定状況

